

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について

令和3年9月10日

加古川市新型コロナウイルス感染症対策本部決定

I 適用期間 令和3年8月24日（火）から令和3年9月30日（木）24時まで

II 対応方針

1 イベント等の対応について

(1) 市が主催（共催）するイベント等

- ① イベントを実施する場合は、下記の＜開催の目安＞を遵守し、適切な感染防止対策を講じたうえで実施する。
- ② 実施すべき事業（集団健診、審議会等）については、適切な感染防止対策を実施する。

＜開催の目安＞ 開催は21時まで

- 人数上限 5,000 人、かつ、収容定員 50%以内、収容定員が設定されていない場合は十分な人と人との距離（1 m）を確保すること。

(2) 市が関与するが主催（共催）しないイベント等

市が関与するが主催（共催）しないイベント等については、上記＜開催の目安＞を参考に実施するよう指定管理者や地域等の関係団体へお願いする。
実施する場合は、主催者で責任をもって感染防止対策を行う。

(3) 参加者が1,000人を超えるイベントの開催を予定する場合には、必ず開催要件や感染防止対策等について県対処方針に基づき県対策本部事務局へ事前相談をする。

(4) 主催者は可能な限り「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録とQRコードの掲示を行い、利用者に対して「同システム」、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の利用を促す。

2 学校園の対応について

(1) 小・中学校・養護学校、幼稚園

① 教育活動

- ・ 県外での活動は、原則行わない。ただし、既に計画している活動（修学旅行を含む）については、行動制限を伴う措置を実施している区域でないこと、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分に確認したうえで、実施する。
- ・ 既に計画している宿泊を伴う学校・学年行事は、県内外とも感染防止対策が徹底されている宿泊施設限定で実施する。

② 部活動

- ア 原則休止とする。
- イ 全国大会につながる大会ならびに中体連新人戦への参加は可とし、その場合に限り、感染症対策を徹底したうえで、3週間前から活動日を精選し、平日2時間以内、土日のうちいずれか1日3時間以内の実施とする。
- ウ イの場合においても、部内で感染者が発症した場合（部員同士、顧問と部員等）は、全ての部活動を1日は休止し、感染対策を確認する。

(2) 保育園・認定こども園

通常どおり

(3) 児童クラブ

通常どおり

3 公共施設の利用について

公民館等、市の公共施設については、屋内施設・屋外施設を問わず、人数管理・人数制限等の感染防止対策を実施したうえで、20時まで開館する。

市民会館（大・中ホール）・ウェルネスパーク（音楽ホール）はイベント利用の場合に限り21時までの利用を可とする。

宿泊可能施設（漕艇センター、権現総合公園キャンプ場及び少年自然の家）は、宿泊を可とする。

なお、令和3年10月31日までを利用日とする申請のキャンセルについては、キャンセル料を徴収しない。

<市が管理する公園及び河川敷緑地について>

- ・公園内への持ち込み飲酒の禁止を呼びかけるほか、密にならないようソーシャルディスタンスを確保するなど感染防止対策を徹底する。

【連絡先】

防災部防災対策課（427-9196、内線 2450）